

公募型プロポーザルの公告

さかたのまつり事務局業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年2月22日

酒田観光戦略推進協議会

代表 丸山 至



1 業務概要

- (1) 業務名称 さかたのまつり事務局業務
- (2) 業務内容 「日和山桜まつり」「酒田まつり」「酒田甚句流し」「酒田花火ショー」「酒田雛街道」の各実行委員会の事務局を運営する業務
- (3) 履行期間 契約の日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 酒田観光戦略推進協議会（以下「協議会」という。）が指定する場所
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル

2 提案参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザル実施に係る公告開始日から「さかたのまつり事務局業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）5に記載する審査結果通知までにおいて、酒田市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成17年告示第22号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿において、この公告の前日までにおいて「役務（業種区分）の業種No.114（イベント等企画・運営）」に登載されていること。
- (4) 酒田市に本社又は営業所等を有すること。ただし、営業所等に関しては本社より入札に係る権限の委任が書面によってなされ、その内容が指名競争入札参加者登録簿に登載されていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号若しくは同条第3号の規定に該当する者又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去5年において、本業務の内容と同種又は類似の実績を有すること。

### 3 提案参加について

本業務の企画提案に参加しようとする者は、実施要領7に定めるところにより必要書類を提出すること。

### 4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領9に定めるところにより必要書類を提出すること。

### 5 参加辞退

企画提案参加願提出後の辞退は自由であり、以降、辞退による不利益な扱いはしない。なお、辞退する場合には、辞退届（様式自由）を提出すること。

### 6 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領10に定めるところにより審査し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。

### 7 契約方法

最優秀提案事業者と協議会との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、最優秀提案事業者が実施要領6を満たさないこととなった場合は、契約を締結しない場合がある。

また、最優秀提案事業者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

なお、契約手続き及び契約書は、酒田市契約規則の定めるところに準ずるものとする。

### 8 その他

協議会は、契約締結後においても受託事業者の本企画提案における欠格事項、不正又は虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。